（参考）

獣医師法第22条に基づく届出の記載方法

　以下、獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条の届出を作成される際の参考としてください。

１　一般的事項

（1） 獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第13条に規定する届出書（第6号様式）により作成してください。

（2） 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12月31日に海外出張等で住所地にいない方も届出が必要です。

（3） 作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入漏れのないようにしてください。なお、該当事項のない欄には斜線を引いてください。

（4） 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入してください。

（5） 誤記の訂正は、2本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入してください。

２　個別事項

（1） 届出年月日欄には、忘れずに「令和4年12月31日現在」と記入してください。

（2） 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名（日本国籍を有しない方はその国籍）及び氏名を記載してください。なお、獣医師免許証に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により現在の戸籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第3条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第2号様式)が必要です（詳細は農林水産省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>）を参照してください）。申請中の方は、備考欄にその旨を記入してください。

（3） 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載してください。

　　　一度も再交付又は書換交付を受けていない方：登録年月日は獣医師免許証の表面に記載され　　　ています。

再交付又は書換交付を受けた方：登録年月日は獣医師免許証の裏面に記載されています。

（4） 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号（番地）まで記入してください。また、12月31日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所地を記載してください。

（5） 主たる職業欄は最も該当するものを1つずつ〇で囲んで下さい。該当するものが2つ以上ある場合は、従たる職業の概要欄に記載してください。

（6） 業務の内容欄のうち1から4の診療の業務のいずれかを〇で囲んだ方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合は、勤務先欄の01の個人診療施設を〇で囲んでください。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の011を〇で囲んでください。

（7） 備考欄には主たる職業欄及び従たる職業の概要欄に関して参考となる事項を記載してください。例えば、主たる職業欄の「その他」を〇で囲んだ方は、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載してください。